

LED 照明機器（事業所）

※別紙「事業所用かつしかエコ助成金のご案内（事前協議分）」を必ずご参照ください。

【工場】【指定作業場】の場合：「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」による認可等を受けていること。

注意点

※本体およびランプを LED 照明機器以外からの改修すること（蛍光灯・水銀灯・白熱灯など）

※助成対象経費が総額 10 万円以上の改修であること。

※リースの場合は、リース契約期間が 5 年以上であること。申請者は「リース事業者」ではなく、LED 照明機器を導入する者「助成金の振込先」です。

〈LED 照明器具/非常灯機器（常時点灯型に限る）〉



要件

改修後の LED 照明機器が以下の基準値以上のものであること。

固有エネルギー消費効率	80 lm/W
平均演色評価数 Ra	70
モジュール寿命	40,000 時間

〈LED 誘導灯器具〉



要件

東京都の「省エネ対象機器」であること。

「省エネ対象機器」は東京都 中小企業者向け「省エネ促進税制対象機器」の HP から検索できます。

申込時の必要書類

① かつしかエコ助成金事前協議書【事業所対象】(第 1-3 号様式)	
添付書類	② 見積書の写し(対象機器本体の費用、工事費用及び調整額等がそれぞれわかるもの) リース契約の場合は契約期間が5年以上であること
	③ 設置場所を示す平面図※1
	④ メーカーが発行した以下の要件がわかるパンフレットやカタログの写し 【照明器具/非常灯機器】lm/W・Ra・モジュール寿命がわかるもの 【誘導灯器具】東京都の「省エネ促進税制対象機器」の画面の写し
	⑤ 施工前のすべての箇所の現況カラー写真 (例:50台10種類の場合 →改修であることの確認のため、50台分すべての箇所の写真が必要です。)
	⑥ 賃貸又は使用貸借に基づき使用している場合は、建物所有者の対象機器導入にかかる同意書

※1) 図面と写真を照らし合わせて分かるように番号を振る等工夫してください。

※2) 照明器具/非常灯機器:メーカー名・型番および要件となる固有エネルギー消費効率(lm/W)・平均演色評価数Ra・モジュール寿命が載っている部分。該当部にメーカーなどでチェックください(事前に基準値以上か確認ください)。

上記書類に加えて以下の書類もご提出ください。

個人事業者の場合	⑦ 令和7年度特別区民税・都民税・森林環境税納税証明書の原本 (令和7年1月2日以降の転入者は住所地の市町村民税納税証明書、非課税者は非課税証明書)の原本 ⑧ 設置する建物の登記簿謄本の原本 ⑨ 確定申告書又は営業証明書の写し
法人等の場合	⑦ 直近の事業年度の法人都民税納税証明書の原本 (非課税の場合は滞納がないことを証する書類) ⑧ 法人の登記簿謄本(現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書)の原本 ⑨ 設置する建物の登記簿謄本の原本(設置する建物が本社(店)と異なる場合のみ)

※場合によっては、その他区長が必要と認めるものの提出を求めることがあります。

完了報告時に必要な書類

① かつしかエコ助成金完了報告書兼助成金交付申請書(第5-1号様式)	
② かつしかエコ助成金交付請求書(第8号様式)	
添付書類	③ 振込口座が確認できる書類の写し(通帳を開いた1~2ページ目、ネットバンキング等の口座情報のわかる画面の写し等)
	④ 領収書及びその内訳がわかる請求書等又はリース契約書の写し
	⑤ 施工後の全ての種別のカラー写真(例:50箇所10種別の場合→10種別の写真) ※全ての種別のもの ※下記⑤の「出荷証明書」等が提出できない場合は、申請時に提出したカタログ等と照合できるように、型番が明瞭に撮影されていること
	⑥ すべての種別の型番が確認できる「出荷証明書」または「納品書」 ※「事前協議回答書」に記載の型番が確認できるもの

※申込時の図面と照らし合わせて分かるように施工後の写真にも同じ番号を振る等工夫してください。